

東京都会計基準委員会設置要綱

平成18年3月31日

17出会第772号

改正 平成19年3月30日 18出会第769号

改正 平成20年3月31日 19会管会第834号

改正 平成24年4月23日 24会管会第58号

改正 平成30年3月20日 29会管会第842号

(設置)

第1条 東京都会計基準の継続的な見直しその他複式簿記・発生主義による会計手法に係る調査検討を行うため、東京都会計基準委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会の委員は、会計制度に関する見識を有する者の中から会計管理局長（以下「局長」という。）が任命する。

- 2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任することを妨げない。
- 3 委員会には委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は委員の互選により選任し、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。
- 5 委員長は、委員会を代表し、会務を主宰する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について調査検討を行い、各委員は局長に意見を表明する。

- 一 東京都会計基準等の見直し
- 二 財務諸表を用いた決算の分析手法等
- 三 効果的な決算情報の説明の方法等
- 四 その他会計制度に関する必要な事項

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(検討部会)

第5条 委員会は、必要に応じ、検討部会を設けることができる。

2 検討部会は、委員長が定める事項について調査し、検討する。

3 委員長は、委員を指名して検討部会に参加させ、助言を行わせることができる。

4 検討部会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、会計管理局管理部会計企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。